	⑭　（注７） ⑮　（注８） ⑯　（注２）（注３）（注４） （注９） ⑰　（注２）（注３）（注４） （注９）	（注８）　基幹放送を行う実用化試験局を用いて行う基幹放送の業務に限る。 （注９）　当該変更により事業計画書に重大な変更があるときに限る。
３　認定の更新の申請の場合	(1)　（注１） (3)　（注２）（注３） (4)　（注２）（注３） (5)　（注２）（注３） (6)　（注２） (7)　（注３）（注４）（注５） (8)　（注４）（注５） (9) ⑩　（注３）（注４）（注５） ⑪　（注４）（注６） ⑫　（注３） ⑬　（注２）（注３）（注４） （注９） ⑭　（注７） ⑮　（注８） ⑯　（注２）（注３）（注４） ⑰　（注２）（注３）（注４） ⑱	

注２　事業計画書の別紙記載等は、次によること。また、同欄の□には、注１の表の区分に従つて該当する事項にレ印を付けること。

［(1)～⑬　略］

⑭　別紙⑬は、業務の適正を確保するために必要な体制の整備の取組、当該取組の状況に関する自己評価及び当該評価結果の公表の実施状況を記載すること。

⑮　別紙⑭は、兼営する事業及び他の事業への出資について、次の様式により記載すること。

［ア・イ　略］

⑯　別紙⑱は、次の事項について記載すること（各事項の細目については、特に示すものを除くほか、事業計画書及び事業収支見積書の様式に準じて記載すること。）。

［ア・イ　略］

別表第二十一号の五　経理的基礎を確保するために必要な措置等報告書の様式（第86条第７項関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

経理的基礎を確保するために必要な措置等報告書

年　　月　　日

総務大臣　殿

住所
氏名又は名称
法人番号（注１）
代表者氏名（注２）

	⑮　（注２）（注３）（注４） （注９） ⑯　（注２）（注３）（注４） （注９）	（注８）　基幹放送を行う実用化試験局を用いて行う基幹放送の業務に限る。 （注９）　当該変更により事業計画書に重大な変更があるときに限る。
３　認定の更新の申請の場合	(1)　（注１） (3)　（注２）（注３） (4)　（注２）（注３） (5)　（注２）（注３） (6)　（注２） (7)　（注３）（注４）（注５） (8)　（注４）（注５） (9) ⑩　（注３）（注４）（注５） ⑪　（注４）（注６） ⑫　（注３） ⑬　（注７） ⑭　（注８） ⑮　（注２）（注３）（注４） ⑯　（注２）（注３）（注４） ⑰	

注２　［同左］

［(1)～⑬　同左］

［新設］

⑭　別紙⑬は、兼営する事業及び他の事業への出資について、次の様式により記載すること。

［ア・イ　同左］

⑮　別紙⑰は、次の事項について記載すること（各事項の細目については、特に示すものを除くほか、事業計画書及び事業収支見積書の様式に準じて記載すること。）。

［ア・イ　同左］

［新設］